

**新アリーナ整備に係る検討支援業務に係る  
公募型プロポーザル手続開始の公示**

令和8年7月8日

次のとおり提案書の提出を招請します。

広島市長 松井 一實

**1 業務概要**

(1) 業務名

新アリーナ整備に係る検討支援業務

(2) 業務内容

別紙「新アリーナ整備に係る検討支援業務基本仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

(4) 業務費

本業務に係る費用は22,770,000円以内(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

**2 受託候補者の特定方法**

公募型プロポーザルを実施し、受託候補者を特定する。

公募型プロポーザル手続等の詳細については、「新アリーナ整備に係る検討支援業務公募型プロポーザル説明書」(以下「プロポーザル説明書」という)による。

**3 応募資格**

本プロポーザルに参加する者(以下「参加者」という)の必要な条件は、次のとおりとする。

なお、本業務実施のための共同企業体としての参加も認めるが、単体企業として参加する者が共同企業体の構成員となることや、他の参加者の再委託予定事業者となることは認めない。

(1) 単体企業の実応募資格

ア 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当していないこと。

イ 広島市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

ウ 公示の日現在から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は本市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

エ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。

オ 暴力団又は暴力団の構成員もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係している団体でないこと。

カ 再委託する場合の再委託予定事業者についても、上記アからオの条件をすべて満たしていること。なお、再委託予定事業者が、他の参加者の再委託予定事業者と重複することは

妨げない。

キ 提案書の提出者又は再委託予定事業者が、平成23年4月1日以降に発注され、元請として契約中または履行済みの、次に該当する業務の実績を1件以上有していること（共同企業体としての実績は、代表構成員としての実績に限る。）。

- ・ 5,000席以上の観客席数を有する（又は予定している）アリーナその他これに類する集客施設の整備に係る発注者支援業務（アドバイザー業務等を含む。）。ただし、国又は地方公共団体が発注した業務に限る。

## (2) 共同企業体の応募資格

ア 共同企業体の構成員数は2者又は3者であること。

イ 構成員のすべてが(1)アからオの条件を全て満たすこと。

ウ 再委託を行う場合の再委託予定事業者については、(1)アからオの条件を全て満たすこと。  
なお、再委託予定事業者が、他の参加者の再委託予定事業者と重複することは妨げない。

エ 構成員のうち1者以上又は再委託予定事業者が、(1)キを満たしていること。

オ 提案書の提出までに本業務共同企業体に係る協定を締結すること。

カ 構成員の分担業務が、業務の内容により、本業務共同企業体協定書において明らかであること。

キ 共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員となることや、他の参加者の再委託予定事業者となることはできない。

ク カの協定締結に係る共同企業体結成届、共同企業体協定書の写し、委任状（以下「共同企業体結成届等」という）を応募参加資格確認申請書提出時において添付すること。ただし、応募参加資格確認申請書提出時において、協定の締結がなされていない場合、提案書の提出時までに締結し、共同企業体締結届等を添付すること。締結されていることを確認できない場合は、提案書を受け付けない。

## 4 プロポーザル説明書等の配布方法

プロポーザル説明書等は、広島市のホームページ(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>)のトップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報」→「プロポーザル・コンペの案件情報」→「令和8年度」からダウンロードすることができる。

ただし、これにより難しい場合（ダウンロードできない場合を含む。）は、次により配布する。

### (1) 配布期間

公示日から令和8年7月15日（水）までの閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成3年9月26日条例第49号）第1条第1項各号に掲げる日。以下同じ。）を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

### (2) 配布場所

9の担当部署

## 5 応募参加資格確認申請書の提出

### (1) 提出期間

公示日から令和8年7月15日（水）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5

時 15 分まで。

(2) 提出先

9 の担当部署

(3) 提出方法

応募資格確認申請書（様式 1）を始め必要な書類を持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）にて提出すること。

(4) 参加資格確認結果の通知

応募参加資格申請書の受理、審査後、応募者に速やかに書面にて通知する。

## 6 提案書等の提出

(1) 提出期間

令和 8 年 7 月 27 日（月）までの閉庁日を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。

(2) 提出先

9 の担当部署

(3) 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

## 7 質問の受付と回答

(1) 質問の受付

ア 受付期間 公示日から令和 8 年 7 月 15 日（水）までの閉庁日を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。

イ 受付場所 9 の担当部署

ウ 受付方法 質問書（様式 6）に記入の上、電子メール又は Fax で提出すること。提出に当たっては、質問書が受付場所に到達していることを電話により速やかに確認すること。

(2) 質問に対する回答

質問者に直接回答するほか、9 の担当部署において、令和 8 年 7 月 27 日（月）までの閉庁日を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで供覧するとともに、広島市ホームページに掲載する。

## 8 審査方法

(1) 審査

新アリーナ整備に係る検討支援業務プロポーザル審査会が行う。

(2) 受託候補者特定基準

プロポーザル説明書による。

(3) 審査結果の通知

受託候補者を特定した後は、速やかに応募者全員に応募資格確認申請書に記載のアドレスに電子メールにてその結果を通知する。（令和 8 年 8 月中旬頃を予定）

## 9 担当部署

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市都市整備局 都市機能調整部 二葉の里地区まちづくり担当

Tel : 082-504-2709 Fax : 082-504-2309

Eメール : futaba-area@city.hiroshima.lg.jp

## 10 その他

- (1) 本件業務の履行に当たっては、関係法令並びに広島市契約規則等の諸規程及び広島市委託契約約款等の規程を遵守しなければならない。
- (2) 本プロポーザル手続きにおいて使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 次に掲げる応募は、無効とする。
  - ア 本件公示に示した応募に参加する者に必要な資格のない者がした応募
  - イ 提案書等に虚偽の記載をした者若しくはその他不正の行為をした者がした応募
- (4) その他詳細は、プロポーザル説明書による。